

大治町公共施設予約システム利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町長が管理する公共施設に係る大治町公共施設予約システム（次条第2号を除き、以下「施設予約システム」という。）による公共施設の利用の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設 施設予約システムにより利用の手續を行うことができる施設で、別表1に掲げるものをいう。
- (2) 大治町公共施設予約システム 公共施設の利用に係る手續を自動化するための機器及びこれを作動させるプログラムの集合体をいう。

(登録)

第3条 施設予約システムを利用しようとする者は、あらかじめ町長が行う登録を受けなければならない。

(登録の申請等)

第4条 前条の登録を受けようとする者は、大治町公共施設予約システム利用者登録申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは登録を行い、利用者登録証（以下「登録証」という。様式第2号）を交付するものとする。

(登録の変更及び廃止)

第5条 第3条の登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録の内容を変更しようとするときは、大治町公共施設予約システム利用者登録変更申請書（様式第3号）により町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更後の登録証を交付するものとする。
- 3 登録者は、登録を廃止しようとするときは、大治町公共施設予約システム利用者登録廃止届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(登録証の再交付)

第6条 登録者は、登録証の再交付を受けようとするときは、大治町公共施設予約システム利用者登録証再交付申請書（様式第5号）により町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録証を再交付するものとする。

(登録の申請等の委任)

第7条 前3条の申請等を行おうとする者は、委任状（様式第6号）を添えて代理人により申請等を行うことができる。

（登録の抹消）

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 登録者が登録の廃止の届出をしたとき。
- (2) 登録者が偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が施設予約システムの管理上必要があると認めるとき。

（利用の申請手続等）

第9条 施設予約システムによる公共施設の利用の申請（以下「仮申請」という。）は、利用する日の2箇月前から前日までに行わなければならない。

2 仮申請をした者は、仮申請をした日の翌日から起算して15日以内（利用する日が仮申請をした日から15日以内の場合は、利用する日まで）に、別表2に掲げる担当窓口において、施設使用申請書（様式第7号）により、利用の申請（以下「本申請」という。）を行い、公共施設の利用の許可を受け、使用料を納付しなければならない。ただし、その期日の日が担当窓口の休館日等に当たる場合は、その前日以前の直近の開館日等までに行わなければならない。

3 町長は、前項の本申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者に対して施設使用許可書（様式第8号）を交付するものとする。

4 前項の規定により施設使用許可書を交付された者（以下「利用者」という。）は、利用に際しては、施設使用許可書を所持し、職員から提示の要求があったときは、これを提示しなければならない。

5 町長は、第2項の規定による期限内に利用の本申請がなされなかった場合は、当該仮申請を取り消すものとする。

（利用の変更及び取消し）

第10条 公共施設の利用の許可を受けた者が、許可された事項を変更しようとするとき又は公共施設の利用の許可の取消しを受けようとするときは、当該公共施設の管理及び運営に関する規則の定めるところにより手続をしなければならない。

（登録者の遵守事項）

第11条 登録者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録者の権限を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
- (2) 真に利用する意思のない申請又は虚偽の申請を行わないこと。

（施設予約システムの停止）

第12条 町長は、次の各号に掲げるときは、事前の通知なく施設予約システムの稼働を停止させることができる。

- (1) 施設予約システムの緊急保守を行うとき。

(2) 自然災害、停電等の不可抗力、第三者による妨害等により、施設予約システムの稼動が困難になったとき。

(3) 前2号のほか、緊急事態により施設予約システムの稼動が困難と町長が判断したとき。

(損害賠償の免責)

第13条 町は、次の各号に掲げる場合には、登録者に損害が生じても、その責めを負わない。

(1) 前条の規定により施設予約システムの稼動を停止した場合

(2) 通信の混雑その他やむを得ない事由により、施設予約システムの利用ができなかった場合

(3) 登録証の盗用その他の事故により本意でない施設予約システムの利用がされた場合

(4) 利用者の錯誤その他利用者の責めに帰すべき事由により本意でない施設予約システムの利用がされた場合

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、施設予約システムについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

公共施設名
八ツ屋防災コミュニティセンター 砂子東部防災ふれあいセンター 西條防災コミュニティセンター

別表2 (第9条関係)

公共施設名	担当窓口
八ツ屋防災コミュニティセンター 砂子東部防災ふれあいセンター 西條防災コミュニティセンター	役場企画課 八ツ屋防災コミュニティセンター